

## 受益者分担金

### ※受益者分担金とは？

下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設と違って整備することにより、その恩恵を受けることの出来る人が限られてきます。このため、下水道の建設費を村税だけでまかなうようにすると、下水道を利用できない人達にまで負担がかかり、公平を欠くこととなります。そこで、下水道が整備される地域の皆さんに下水道建設費の一部を負担していただくのが「受益者分担金」の制度です。

### 下水道事業受益者分担金の負担区分

(単位：円)

負担区分	規格	負担金額
一般家庭	一区画内一軒を基準とする。 一区画に二軒以上の住居建物がある場合はその用途によって随時判断する	100,000
アパート 貸家	家賃を取って貸す家(一世帯あたり)	80,000 (ただし15坪以上100,000円)
旅館 ペンション	宿泊料を取り客を泊める施設	基本額100,000円に収容人員一人あたり8,000円を加算する。
事業所	飲食店. 床屋. 美容院. 豆腐屋. 医者. クリーニング店. ガソリンスタンド. 土木、建築、電気、商店などについては家族以外に3人以上の従業員がいる事業所	136,000
特殊世帯	身障者. 生活保護者. 母子家庭. その他村長が認めた者	70,000
その他	企業、会社などの寮施設	随時算定する。

### 納付方法

#### ※ 一括納付

一括して納付する方法です。納期限まで一括し、供用開始から3年以内に下水道への接続工事を行った場合には前納額（分割納入した場合の第1期分を除く）に対し、13%の報奨金が受けられます。

#### ※ 分割納付

総額を4年に分割し、更に1年を4回に分け、計16回で納付する方法です。